

赤い羽根共同募金助成金
平成27年度公募助成事業 募集要項



1. 目的

大仙市共同募金委員会では、市内で活動しているボランティア団体や福祉団体、自治会等を対象に、地域福祉活動を推進する事業に対し助成を行います。

<基本的な考え方>

- 福祉のまちづくりを推進する事業であることが明確な活動
- 企画が地域の課題を解決するために有効な活動
- 地域の住民や団体等の連携を深め、協働で取り組む活動

2. 対象

以下の事項にすべて該当することとします。

(1) 団体

- ①市内に活動の拠点を置き、地域活動や福祉活動を目的に活動する営利を目的としない団体や自治会など
- ②共同募金の趣旨について理解し、協力する団体

(2) 助成事業

- ①地域住民の参加、協力により独自性をもって福祉課題の解決に取り組む活動で、別表1に該当する事業
- ②平成27年4月1日から平成28年3月31日までに終了する事業

3. 助成の種類と金額

助成金の交付金額は、助成金の枠内で次のとおりとします。尚、対象となる経費の区分については、別表2のとおりです。

- (1) 大仙市全域を対象とした事業は、1団体につき1事業のみとし、助成の上限を15万円までとする。
- (2) 自治会など地域を限定した事業は、1団体につき1事業のみとし、助成の上限を5万円までとする。

4. 助成の対象と認められない経費

- ①構成員の互助共済とみなされるもの
- ②営利目的、政治や宗教等の活動のための手段として行われるもの
- ③国または地方公共団体が設置または運営するもの
- ④本助成事業以外の補助金等収入がすでに決定し、それにより当該活動が実施できるもの
- ⑤ その他適当と認められないもの

5. 申請方法

指定の申請書に必要事項を記入し、各地域の大仙市共同募金委員会（大仙市社会福祉協議会各支所）へ提出して下さい。

（1）提出書類

- ① 共同募金助成金申請書（様式第1号）
- ② 団体の会則
- ③ 団体の事業計画、収支予算の状況が分かる書類（様式は任意）

（2）申込期間

平成27年1月13日（火）～2月20日（金）

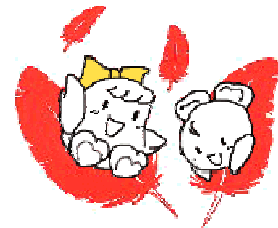
（3）決定及び助成金交付時期

平成27年2月下旬（予定）の大仙市共同募金委員会審査委員会で審査の上、結果を各申請団体へ通知いたします。

※助成金の公募枠には限りがありますので、申請団体が多数の場合は助成金の減額やまたは決定にならない場合があります。

6. お問い合わせ先

〒014-0064 大仙市小貫高畑字中荒所60番地5
大仙市共同募金委員会（社会福祉法人大仙市社会福祉協議会内）
電話 0187-63-0277
FAX 0187-62-8008
Eメールアドレス daisen-shakyo@w9.dion.ne.jp



(様式第1号)

平成 年 月 日

平成27年度共同募金公募助成事業申請書

大仙市共同募金委員会
会長 伊藤 稔 様

団体名		代表者名	印
住 所	大仙市		
電 話		F A X	

下記のとおり、平成27年度公募助成事業を申請します。

事業名		
事業概要	目 的	
	実施時期 及び場所	
	実施内容	
	期待される効果	

助成希望額		円
-------	--	---

※助成を受けようとする事業分の収支予算を記入してください。
(団体全体の収支予算ではありません。)

【収 入】

項 目	金 額	説 明
公募助成金		
自己資金		
参加者負担金		
その他の資金		
合 計		

【支 出】

項 目	金 額	説 明
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		
6.		
合 計		

※収入支出は同額にしてください。

※支出に関しては、別表2を参照して下さい。

(第3条関係)

別表1 (助成対象事業一覧)

	項目	事業例
1	高齢者福祉に関する事業	<ul style="list-style-type: none">・高齢者を対象としたサロン活動や昼食会・高齢者の見守り活動 (見守りに関する必要備品、ジャンパー、ステッカー、見守りマップ作成、見守り啓発パンフレット作成等)・定年後の男性高齢者等の自立生活を応援する「男性料理教室」 など
2	障がい児・者福祉に関する事業	<ul style="list-style-type: none">・障がい者等への生活情報提供事業 (買い物マップ作成、バリアフリーマップ作成等) など
3	児童・青少年福祉に関する事業	<ul style="list-style-type: none">・青少年健全育成に関する活動(犯罪防止に関する事業、健全育成に関する事業等)・悩みや不安を抱える子ども達のフリースクール運営 など
4	ボランティア育成に関する事業	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア団体等の研修会・新規ボランティア団体の立ち上げに係るセミナーの開催・除雪ボランティア活動団体への支援・送迎サービスボランティア活動団体への支援 など
5	住民全般の福祉に関する事業	<ul style="list-style-type: none">・地域における防犯や安全なまちづくり活動(防犯及び見守り活動、高齢者等の安否確認活動、防災マップ作成、避難所自主運営マニュアル作成、災害機材整備等)・地域住民を主体としたバリアフリー啓発活動や研修会・地域の会館等を活用した自主的で定例的なサロン活動・三世代交流会 など

(第6条関係)

別表2 (助成金申請にかかわる支出項目の取り扱い基準)

	項 目	説 明	例
1	消耗品費	一時的に消費し、又は数回により利用できなくなる物品	文房具、用紙、紙コップ、紙皿、カセット、フィルム等
2	備品費	比較的長期に使用できる器具、備品	ラジカセ、ポット、カメラ、机等
3	材料費	行事などの参加者及び講師が使用する材料費等	工芸、手芸等の材料費、食材料代等
4	諸謝金 (講師謝礼等)	研修・行事のために招いた講師に対する謝礼金等	講演、アトラクションへの謝礼金等
5	印刷費	関係資料等の印刷及び製本代	チラシ・パンフレット・行事案内文書等の印刷代
6	広報費	広報紙などの印刷製本費	
7	通信運搬費	切手代、電話代などの通信・運搬にかかる費用	
8	研修費	研修会・セミナーの参加負担金	
9	使用料	行事・会議等会場使用料	集会所・コミュニティーセンター等使用料
10	賃貸料	行事用物品等のレンタル料	テント・機器のレンタル料 レンタカー代等
11	会議費	会議における茶菓代等	会議参加者に配る茶菓代等
12	食料費	行事における茶菓代等 (スタッフのみの場合は除く)	行事参加者に配る茶菓子代
13	保険料	損害(賠償)保険料	ボランティア保険料、行事用保険料等
14	修繕費	備品修理代	備品の修理
15	手数料	専門的な知識や技術を要する役務に対する費用	検便手数料等
16	雑費	上記のどれにも当てはまらないもの	